

仕 様 書

第1章 一般事項

1-1 総則

本仕様書は、地域科学技術振興事業として実施する、「平成20年度知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」委託業務について、以下のとおり定める。

1-2 目的

本委託業務は、これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進することを目的とする。

1-3 件名

「平成20年度知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」委託業務

1-4 委託業務実施内容

本委託業務を受託する機関（企画提案者が指定した機関。以下「受託機関」という。）は、以下に定める項目を、指定した期限までに実施し、報告書等の納品を行うものとする。

a) 実施項目

①産学官研究開発等の実施

- ・国際優位性を有する新技術シーズの創出を目指して、地域の大学をはじめとした公的研究機関等の研究開発ポテンシャルを活用した世界最先端の産学官研究開発を実施する。
- ・研究開発の成果を活用した新技術・新産業創出に向けた試作等を実施する。

②地方公共団体や関係府省の関連施策等の活用

- ・地方公共団体の関連施策や経済産業省の事業をはじめとする関係府省の研究開発制度等の活用により、戦略的に事業化の加速を図る。

③クラスターの広域化

- ・クラスターの競争力強化の観点から、国内外を問わず、戦略的に他地域との連携関係を構築するための取組を実施する。

④その他

- ・産学官連携強化のためのシンポジウム等の開催、科学技術コーディネーターによるマッチング活動、人材育成など、地域クラスター形成に向けた各種取組を実施する。

b) 本委託業務の範囲

- ・実施項目に係る計画の実施・運営に関すること
- ・実施項目に係る分析評価に関すること
- ・上記にかかる詳細な企画・計画書及び報告書の作成・提出

1-5 受託機関選定条件

本委託業務の実施にあたり、本委託業務に必要となる組織能力等を有し、かつこれらに関する実績を有すること。

1-6 報告書等

- ・委託業務完了届 1部
- ・委託業務実績報告書 1部
- ・委託業務成果報告書 1部

1-7 委託契約期間

契約日～平成21年3月31日

※事業実施期間は、原則として5会計年度間とし、毎年度契約を締結する。

1-8 実施予算

本委託に関する実施予算は、原則として1年度あたり5～8億円程度とする。ただし、契約金額は、審査委員会において予算配分の状況等に応じ決定するものとし、企画申請書等に記載された経費の見積額とは限らない。

1-9 納入期限

報告書等 委託契約書記載の納入期限

1-10 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 中央合同庁舎第7号館 東館(15階)
文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官付(地域科学技術担当)

第2章 その他

2-1 保証

検収は文部科学省が行い、報告書等の提出後1年以内に受託者の責任による誤り等が生じた場合には、本省の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。

2-2 再委託先

受託者は、委託者の承認があれば、委託業務の一部を第三者(委託を受け入れることができない国の機関、民間企業及び法人格を有しない者は除く)に委託することができる。

2-3 その他

仕様書に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、当省及び当省の指定する者と協議し、その指示に従うこと。